租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第二項、第六項、第八項、第十項及び第十二項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条第一項及び第二号ロ並びに第二百十九条第二項第二号の項中「第十一条の二第二項」を削る。

第二条の三第一項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第百十一条第四項の項及び第百二十条第一項の項中「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に、「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第四項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削る。

第二条の三第一項中「それぞれ」及び「に読み替えるもの」を削り、同項の表第百十一条第四項の項及び第百二十条第一項の項中「特定利子に係る分離課税」を「配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等」に改め、同条第二